平成 1 8 年 5 月 2 5 日 監 査 事 務 局 問 い 合 わ せ 先 監査事務局総務課 電話 03-5320-7011

都議会議員の集まりへの公用車使用を違法・不当としてその使用に要した経費の返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員 土 屋 たかゆき

同 三 栖 賢 治

同 筆 谷 勇

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤雄一

2 請求書の提出

平成18年3月29日

3 請求の内容

(1)主張事実

ア 請求人が調査したところ、平成18年3月6日、新宿荒木町の料 亭において午後6時から午後10時頃まで一部の都議会議員の集まり(以下「本件集まり」という。)が開かれた。当日、公用車ナンバー16**、同16**、同27**が本件集まりの送迎に利用されている。

しかし、本件集まりは、新宿荒木町の料亭で行ったものであり、 一部の都議の私的な集まりであると思われる。

本件集まりが荒木町料亭で行われたことは、料亭の看板下からナンバー27**に都議が乗車していること、そして料亭の女将と思われる女性が都議を見送っていることから明らかである。

そして、本件集まりのあいだに、都議を降ろした公用車は一旦都

庁議会棟地下駐車場に戻り駐車していた。そして、20時過ぎから 再度荒木町付近に戻り、甲州街道で待機していた。請求人は、甲州 街道で本件公用車を確認している。

当然私的な集まりに都議会議員が公用車を使うことは許されない。 なお、運転日誌の使用者欄には、27**/自民党幹事長、16 **/比留間議員、16**/大西(英)議員と書かれている。

イ 賠償請求額及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等(1日当たり100,00円分とする。)

(100,000円/1日) × 3台 = 300,000円

(2)措置請求

監査委員が調査の上、本件公用車(16 * *、16 * *、27 * *)を使用していた都議本人の不当利得分について、都知事が返還請求権を行使するよう求める。

4 監査執行上の除斥

樺山たかし監査委員は、本件集まりに出席しており、本件請求と直接の利害関係を有することから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件請求の監査執行上は除斥となる。

5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査 を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成18年3月6日における都議会議員の公用車使用に要した経費の 支出を監査対象とした。

2 監查対象局等

財務局を監査対象とした。

都議会自由民主党幹事長(以下「幹事長」という。)、本件議員(比留間敏夫都議会議員及び大西英男都議会議員をいう。以下同じ。)及び議会局に対して関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、請求人が 陳述に現れなかったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成18年5月10日に、財務局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1)公用車の使用について
 - ア 局長その他知事が指定する者は、乗用車を専用することができる (東京都自動車の管理等に関する規則(昭和39年東京都規則第9 2号。以下「本件管理規則」という。)第8条第2項)とされ、幹事 長は、乗用車を専用(以下「幹事長専用車」という。)している。
 - イ 専用車については、使用時間(本件管理規則第9条)、使用手続(本件管理規則第11条)及び使用終了報告(本件管理規則第12条) の各規定の適用が除外されている。
 - ウ 運転者は、毎日の運転状況を運転日誌に記載することとされ(本件管理規則第13条第1項)、運転日誌が作成されている。
 - エ 議会で使用する公用車のうち、専用車(以下「議会専用車」という。)を除く公用車(以下「議会共用車」という。)の使用については、議長決定により、「都議会における公用車の使用要領(平成9年12月15日付9議経第282号。以下「本件使用要領」という。)」が制定されている。

(2)運転日誌について

平成18年3月6日における公用車の使用については、次の表のと おりである。

車両番号	使 用 者	時間	経路
27**	幹事長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 00 分まで	都庁~新宿区~都庁
		午後 8 時 30 分から	│ │ 都 庁 ~ 新 宿 区
		午前 0 時 00 分まで	~青梅市~車庫
16**	比留間議員	午後 5 時 30 分から	都庁~新宿区内各所
		午後 5 時 45 分まで	
		午後 9 時 45 分まで	新宿区~府中市内~都庁
16**	大西議員	午後 1 時 30 分から	都庁~品川区~葛飾区
		午後 6 時 50 分まで	~江戸川区~新宿区
		午後 10 時 10 分から	新宿区~中央区
			~江戸川区~葛飾区
		午前 1 時 30 分まで 	~都庁

2 監査対象局の説明

(1)幹事長専用車の趣旨について

幹事長は、会派を代表する立場から、都議会において重要な職責を担っており、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第8条に基づき専用車を制度化している。

この専用車については、他の公用車とは異なり、使用時間や使用手続などについて本件管理規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。また、専用車の使用は、専用する本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていない。

(2)議会共用車の趣旨について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ、政治的活動をもって 都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公 務員とはおのずと性格を異にしている。 そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、本件使用要領を定め、専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。本件使用要領が、都議会各会派の申合せを受け、議長により決定されたものであることなどから、本件使用要領を都議会議員の公用車使用の基準とし、これに基づき議会共用車を運行している。

(3)運行手続について

ア 議会専用車

専属運転手については、専用する者の就任時に財務局経理部輸送 課において決定する。

専属運転手は、専用する者の指示に従い、専用車を運行する。 運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が 管理している。

イ 議会共用車

運行については、本件使用要領に基づく議会局からの配車依頼を 受け、行っている。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が 管理している。

(4)本件監査請求にかかる事実関係について

ア 幹事長専用車

午後5時30分頃都庁を出発し、午後5時45分頃新宿区荒木町で幹事長が降車して、午後6時頃都庁内に帰庫した。午後8時30分頃都庁を出発し、午後8時40分頃新宿区四谷三丁目で待機し、午後10時15分頃新宿区荒木町で幹事長が乗車し、午後11時15分頃自宅に送った後、帰庫した。

イ 比留間議員が使用した議会共用車

午後5時30分頃都庁を出発し、午後5時45分頃新宿区荒木町で比留間議員が降車し、午後6時頃都庁内に帰庫した。午後7時30分頃都庁を出発し、午後7時50分頃新宿区四谷三丁目で待機し、午後8時30分頃新宿区荒木町で比留間議員が乗車し、午後9時20分頃自宅に送った後、帰庫した。

ウ 大西議員が使用した議会共用車

午後5時40分頃JR新小岩駅で大西議員が乗車し、午後6時頃

江戸川区を経由して、午後6時50分頃新宿区荒木町で降車し、午後7時頃新宿区四谷三丁目で待機した。午後10時10分頃新宿区 荒木町で大西議員が乗車し、中央区を経由して、午前0時40分頃 自宅に送った後、帰庫した。

(5)本件監査請求について

議会専用車は、都議会において重要な職責を担う者がその職責を全 うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を 期す必要があることから、本件管理規則により専用すべく措置された 公用車であり、自宅との送迎を含めて運行している。

本件請求における議会専用車の使用については、専用する者の判断のもとに運行されている。

また、本件集まりへの出席は、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」と同様の理由により運行している。

議会共用車については、都議会において、議員活動の特殊性から本件使用要領を定め、専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。 財務局では、本件使用要領に基づき運行している。

本件請求における議会共用車の使用については、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に該当するものとして運行している。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

(6)今後の対応について

財務局としては、今後とも本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

3 関係人調査

本件集まりに、幹事長専用車及び議会共用車(以下「議会公用車」という。)を使用したことについて、関係人調査を行った幹事長、本件議員及び議会局から、次のような説明があった。

(1)議員

ア幹事長

本件集まりは、都議会自由民主党(以下「自民党」という。)の平

成5年に初当選した議員による平成5年会の集まりである。

会派内には、当選期ごとにこのような会が設けられている。会派は49名と大所帯であるために、例えば、議会運営上の課題や人事案件等を取りまとめるに際しては、当選期ごとのメンバーの意見を集約し、これを執行部に反映させる方法を採っている。執行部においては、期ごとの意見を基に、全体を集約し、意思決定している。そのため、このような会は、会派内における一つの組織・機関としての役割を果たすものである。

当選4回を重ねてきた我々平成5年会は、会派内の責任世代であり、執行部の主要な地位やリーダーとしての役割を担っており、定期的に集まりを持ち、都政に関する意見交換等を行っている。

本件集まりは、幹事長である私を軸に、会期中の第1回定例会の課題について、意見交換を行うため、「平成5年会」会長の比留間都議の招集により、現職都議6名、前都議3名の計9名が集まり開催したものである。

当日は、平成18年第1回定例会の議会運営のために、焦点の一つであるオリンピック東京招致に関して、招致決議や基金1千億円の積み立てについて意見交換を行い、期としての意見を取りまとめた。

また、予算特別委員会の質疑に向けて、人口減少問題や中小企業対策をはじめ、治安、教育、防災問題など、幅広く意見交換を行った。前都議からも、豊富な議会経験を基に、市井の視点で新たに見えたことなどをお聴きし、具体的な政策提言もいただいた。

さらに、予算特別委員会にかかる人事案件に関して、幹事長の私から執行部としての考え方を会のメンバーに報告し、理解を得たものである。

会のメンバーは日中多忙であるため、日程を調整した結果、本件集まりは3月6日の夜になった。忙しい中を参集していることから、食事をしながら意見交換を行った。この日本料理店(料亭)は、メンバーが場所等をよく分かっており、共通に参加しやすいことから今回も利用した。また、この場所は、機密性を保ち、周囲に気遣うことなく集中して議論することができ、意見交換を行うには適した

場所である。

活発な政策提言と円滑な議会運営に向けて、広範な視点から意見・情報交換を行うための議員による集まりは、まさに都議会において必要な議会活動そのものであることから、幹事長専用車を使用したものである。

イ 比留間議員

本件集まりは、平成18年第1回定例会開催中の非常に重要な時期に、平成5年に初当選した平成5年会のメンバーの意向を取りまとめ、これを執行部に反映させるため、メンバーである幹事長の要請に基づき、会長の私が招集したものである。メンバーは多忙であり、日程調整を行った結果、本件集まりは、3月6日の夜になった。

このような集まりは、これまでも都議会の定例会ごとに開催しているものであり、前都議にも年1回参加をお願いし、これまでの経験を踏まえた意見や提案をいただいている。

当日は、オリンピック東京招致の決議問題をはじめ、予算特別委員会の質疑に反映させる内容など幅広く都政の課題について議論するとともに、予算特別委員会にかかる人事案件について報告を受けた。特に、平成5年会のメンバーには、多摩選出の都議が多いことから、杉花粉の問題や多摩川の清流復活の問題等についても活発な意見が出た。

政策を取りまとめるとともに円滑な議会運営に向けて、広範な視点から意見・情報交換を行うためのこのような集まりは、まさに都議会において必要な議会活動そのものである。

よって、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に含まれるものと認識し、公用車を使用した。

ウ 大西議員

本件集まりは、自民党の平成5年に初当選した議員による平成5年会の集まりである。会派内には、当選期ごとに同様の会が設けられており、平成5年会のメンバーは、当選4回を数え、幹事長等の重要な地位にあるとともに、多くの経験を有していることから、会派の意思形成や議会運営に大きな役割を果たしている。

本件集まりのような会合は、都議会の定例会ごとに開催しており、

平成18年第1回定例会開催中である今回は、焦点の一つであるオリンピック東京招致に関する問題や、予算特別委員会での質疑に関して期の意向を取りまとめるため、「平成5年会」会長の比留間都議の招集に応じて、参加したものである。

当日は、予算特別委員会を間近に控えた非常に重要な時期であり、 現幹事長を中心に幅広く都政の課題についての議論を行い、参加し た前都議からも具体的な政策提案がなされるとともに、自分として も幹事長等の経験を踏まえて、積極的に意見を述べた。

また、本件集まりでは、執行部である現幹事長から、予算特別委員会にかかる人事案件等の報告も併せて行われ、執行部の考え方について了承したものである。

都議会議員が、活発な政策提言や円滑な議会運営に向けて、それ ぞれの経験や立場を踏まえて、都政の課題についての意見・情報交 換を行うためのこのような集まりは、まさに都議会において必要な 議会活動そのものである。

よって、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に含まれるものと認識し、公用車を使用した。

(2)議会局

ア 本件集まりの趣旨について

本件集まりは、平成18年第1回定例会の議会運営のため、自民党において、幹事長を中心に、幹事長経験者や、経験豊富な議員等が集まり、今定例会の焦点の一つであるオリンピック東京招致問題の取り扱いや、予算特別委員会の質疑に向けて、情勢分析・今後の方針等についての意見交換を行ったものである。

活発な政策提言や円滑な議会運営のため、今定例会の課題等について、広範な視点から意見・情報交換を行ったことは、まさに都議会において必要な議会活動そのものと認められる。

イ 議会公用車の使用について

(ア)幹事長専用車の使用について

幹事長は、会派を代表する立場から、幅広く様々な活動を行っており、都議会において重い職責を担っている。

幹事長が、議会で焦点となっている課題等について、会派内の

議員の意見・情報交換の場であるこのような集まりに参加することは、円滑な議会運営を図る上で重要なことであり、幹事長専用車の趣旨に沿った使用である。

(イ)議会共用車の使用について

本件集まりは、会派が都政の政策課題に対応するための意見・情報交換の場であり、このような集まりに参加することは、円滑な議会運営に資するものとして、議会活動の一環と認められることから、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」の使用に当たる。

4 判 断

本件請求において請求人は、本件集まりは、一部の都議会議員による 私的な集まりであり、公用車を使用することは許されず、当該経費の支 出は違法・不当であると主張し、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係 人調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1)議会公用車の趣旨について

ア 幹事長専用車について

本件請求にかかる幹事長には、本件管理規則第8条第2項に基づき幹事長専用車が制度化されている。その趣旨としては、幹事長は、会派を代表する立場から、都議会において重要な職責を担っており、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から制度化しているとする監査対象局の主張については、職責の重要性に鑑み、理解できる。

イ 議会共用車について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ、政治的活動をもって都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公務員とはおのずと性格を異にしている。そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、議員の公用車の使用について、議長決定により、本件使用要領を定め、専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。このことから、議会共用車の使用については、議会が

自主的に使用基準を設け、適切な使用に取り組んでいることが認め られる。

(2)本件集まりにかかる議会公用車の使用について、関係人調査における事実関係に関する主張は次のとおりである。

ア 幹事長及び議会局の主張

本件集まりは、平成5年に初当選した議員による集まりであり、 会派内には、当選期ごとに同様な会が設けられている。会派内の意 思決定に際しては、当選期ごとの意見集約等を図り、執行部へ反映 させる方法を採っている。

都議会の開催中という非常に重要な時期であり、今定例会の焦点の一つであるオリンピック東京招致等の重要課題について、幹事長を軸に期としての意見を取りまとめるため、本件集まりを開催したものである。会のメンバーは多忙であるため、食事をしながら意見交換を行ったものであり、本件日本料理店は、共通に参加しやすく、機密性を保った集中的な議論ができる場である。

活発な政策提言や円滑な議会運営に向けて、広範な視点から意見・情報交換を行うことは、まさに議会活動そのものであり、幹事長専用車の趣旨に沿った使用である。

イ 本件議員及び議会局の主張

本件集まりは、会派の意思決定に資するため、当選期ごとに行われている会である。都議会の会期中という重要な時期に、都政の重要課題への対応について、会派の重要な地位等の豊富な経験を有するメンバーが、幹事長を中心に活発な政策提言や円滑な議会運営を図るための情勢分析・意見交換を行ったものであり、まさに議会活動そのものである。

このため、本件議会共用車の使用は、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に当たる。

(3)以上のことから、本件集まりは、会派としての意思決定に資するため、当選期ごとの意見集約等を行うための会であり、当日もオリンピック東京招致問題をはじめ、都政の重要課題に関して幅広く意見交換等を行ったものであるとする主張については、その内容が参加した同一会派の都議会議員の主張からしかうかがえないものの、会派として

の意思形成のために、会派を構成する様々なグループが、議場外の飲食を伴う場において、意見調整、合意形成、方針確認等を行うことはあり得ることであり、本件集まりが都議会開催中の、予算特別委員会を直前に控えた重要な時期に行われたこと、及び、意見交換の主な内容の一つであるオリンピック東京招致問題について、本件集まりの直後に本会議において議決が行われていることなどに鑑みれば、当該主張内容に不合理は認められず、本件公用車使用が議会活動の範囲を逸脱したものとは認められない。

5 結 論

幹事長及び本件議員の公用車使用については、議会活動の範囲を逸脱 したものとは認められない。

したがって、都議会議員の公用車使用が、私的な集まりに使用した場合に当たり、本件公用車使用にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

注 公用車のナンバーについては、運行上の安全に配慮し、下 2 桁を非表示とした。

資料(東京都職員措置請求書等)

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

請求人が調査したところ、平成 18 年 3 月 6 日、新宿荒木町の料亭において午後 6 時から午後 10 時頃まで一部の都議会議員の集まり(以下「本件集り」という)が開かれた。当日、公用車ナンバー16**、同 16**、同 27**が本件集りの送迎に利用されている。

しかし、本件集りは、新宿荒木町の料亭で行ったものであり、一部の都 議の私的な集まりであると思われる。

本件集りが荒木町料亭で行われたことは、料亭の看板下からナンバー 27**に都議が乗車していること、そして料亭の女将と思われる女性が都議 を見送っていることから明らかである。。

そして、本件集りのあいだに、都議を降ろした公用車は一旦都庁議会棟地下駐車場に戻り駐車していた。そして、20時過ぎから再度荒木町付近に戻り、甲州街道で待機していた。請求人は、甲州街道で本件公用車を確認している。

当然私的な集まりに都議会議員が公用車を使うことは許されない。

よって、監査委員が調査の上、本件公用車(16**、16**、27**)を使用していた都議本人の不当利得分について、都知事が返還請求権を行使するよう求める。

なお、運転日誌の使用者欄には

27**/自民党幹事長、16**/比留間議員、16**/大西(英)議員、と書かれている。

2) 賠償請求額、及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等(1日当たり 100,000 円分とする。)

 $(1 \oplus 1/100,000 \oplus)$ × 3 台 = 300,000 円

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を求める.

(以上、原文のまま掲載。ただし、車のナンバーについては、運行上の安全 に配慮し、下 2 桁を非表示とした。)

事実証明書

- ア 請求人作成の陳述書と題する文書
- イ 平成18年3月6日付庁有車運転日誌の写し
- ウ 車両等を撮影した資料の写しほか